

募集期間を延長します！



## 鳥取県円安・物価高騰対策グループ補助金

円安・物価高騰の影響の大きい業種・業界において、円安・物価高騰対策の仕組づくり、ノウハウの構築、導入・実証等に取り組む組合、その連合会、団体及び任意グループを支援します。

<b>対象事業者</b>	円安・物価高騰の影響を強く受けている組合、その連合会、団体及び任意グループ ※任意グループ（商工業を主たる事業として営む県内事業者を含め3社以上で構成） の場合、すべての構成員が、R4.4以降の任意の連続する3か月の売上又は売上総利益（粗利）が以下の基準と比較して10%以上減少していることが必要です。 〔比較基準〕 ・売上 過去3年間（平成31年4月から令和4年6月まで）のいずれかの年の同期間分の売上高の合計額 ・売上総利益（粗利） 前年（令和3年4月から令和4年6月まで）の同期間分の売上総利益（粗利）の合計額
<b>対象事業</b>	専門家の指導のもとで行う省エネや仕入先の転換、共同調達、業務効率化などコスト削減、効率化、スケールメリットを活かすこと等による円安・物価高騰対策の仕組づくり、ノウハウの構築、導入・実証等につながる取組 ①コスト削減や付加価値の向上等に係る専門家のコンサルティング ②調達先の規開拓に係る調査 ③高効率・高収益化のための仕組みづくり ④共同調達等に必要システムの導入・実証
<b>補助額</b>	補助率4分の3・上限500万円
<b>事業実施期間</b>	交付決定の日から令和5年12月31日まで ※交付決定の日以降に事業に着手してください。（交付決定の日より前に着手した費用は補助対象にできません。） ※補助対象期間中に事業を完了する必要があります
<b>補助対象経費</b>	団体等が行う円安・物価高騰対策の仕組みづくり、ノウハウ構築等にかかる経費（専門家指導費、調査費、導入・実証費、その他補助事業の遂行に必要と認められる経費） ※交付決定前に発注、購入、契約等（支払も含む）を実施したものは補助対象となりません。 ※本補助金は中長期・継続的に円安・物価高騰対策としての効果を発揮できる仕組みやノウハウの構築を目的としているため、専門家のアドバイス、伴走支援を得ながら補助事業に取り組む体制にあることを要件とします。
<b>募集期間</b>	令和5年1月4日（水）から令和5年6月30日（金）まで（当日消印有効） ※補助事業提案書の評価を行い、予算の範囲内で採否を決定します。

補助要件、各種様式等の詳細については次のURLからご覧ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/307714.htm>

【問合せ先】鳥取県商工労働部企業支援課 経営革新・経営改善担当

TEL: 0857-26-7453 FAX: 0857-26-8117 メール: kigyoushien@pref.tottori.lg.jp

